

厚真町地域おこし協力隊（文化財等活用促進支援員）募集要領

北海道厚真町は、石狩低地帯南東部に位置し、夕張山地南部に源流をもち太平洋に注ぎ込む厚真川を中心に形成された山地、丘陵、平地、湖沼群など地形変化に富む地域です。地勢的にも他の市町村には見られない固有の歴史文化が育まれ、全国的にも注目されるべく数多くの文化財が存在しています。

厚真町の現状として、残念ながらこれらの歴史文化を地元の町民や道内外の一般市民への周知が進んでおらず、地域の活力としての素材、財産としての価値認識の形成には至っていません。

このため、これらの文化財等のさらなる収集保存、調査研究のほか、地域の誇りや郷土愛育成のための普及活用を進め、自らが地域に根付き、厚真町の過去（歴史等）から現在、未来への時を紡ぎ、人と人をつなぐ地域づくりへの幅広いネットワーク構築を促進し、文化財等から地域活性化に取り組んで頂きたいと考えております。

任期終了後は、文化財等を活用した教育普及活動や町外からの交流人口獲得による教育観光資源の活用による自立、定住されることを期待しています。

「厚真町が求める人材」

- 学芸員資格を取得済みあるいは取得見込の人材
- 文化・文化財の収集・整理・保管・調査研究の基礎的手法を理解している人材
特に埋蔵文化財の発掘調査・整理・報告刊行業務に従事経験を有する人材
- 文化・文化財に関する普及活用事業・イベントの実施と情報発信ができる人材

「厚真町が行う支援」

- 活動拠点としての執務スペースの提供（厚真町軽舞遺跡調査整理事務所）
- 厚真町内や近隣自治体の文化・文化財等に関する研修
- 実務的各種研修や情報の提供
- 現任の学芸員的職員等による活動への補助及び助言

1 募集人員 1名

2 募集対象者

令和8年4月1日現在で、満22歳以上、満40歳以下の方で、次のすべての項目に該当する方が対象になります。（満40歳を超えてる方の応募も受け付けできる場合がありますので、問い合わせ先までご連絡ください。）

- (1) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）等、厚真町外に在住しており、委嘱後、厚真町内に生活拠点を移し、必ず居住するとともに、住民票を異動できる方。
- (2) 居住することとなる地区に住み、住民と共に自治会等の地域活動に取り組む意欲と実行力がある方。
- (3) 埋蔵文化財に精通し、自然科学や地域史にも興味があり、委嘱期間終了後に厚真町に定住する意欲のある方。
- (4) 山林等での屋外踏査が可能で、心身共に健康で、誠実に活動職務を遂行できる方。
- (5) 光波式トータルステーションの設置や操作、一眼レフカメラの基礎的知識を有する方。
- (6) 普通自動車免許証（AT限定可）及び令和7年4月1日現在で自家用車を保有している方。
- (7) 地方公務員法第16条に規定される欠格条項に該当しない方。

3 活動内容

ステップ1

- 厚真町教育委員会の学芸員的職員の補助・連携業務
厚真スタイルの文化財の調査や保管、利活用などのノウハウの取得
- 自然科学・文化・文化財の収集・整理・保管・調査研究による基礎情報の蓄積
年度末に 20 ページ以上（図版込み）のレポートの提出及びパワーポイントによる発表を頂きます。
- 文化・文化財に関する情報発信

ステップ2

- 文化・文化財に関する普及活用を目的とする自主企画事業・イベントの実施
- 現在計画中の文化交流施設運営構想への積極的参画

ステップ3

- 自然・文化・文化財に関する町民等の自主的団体の創設と運営・育成支援
- ※上記ステップは時系列的段階を想定していますが、部分的重複かつ漸移的な目安と考えています。

4 任期・身分

- (1) 身分は「厚真町地域おこし協力隊・文化財等活用促進支援員設置要綱」に基づき、教育長が委嘱します。（雇用契約は締結しません）
- (2) 委嘱の日から 1 年間（令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月末までの期間を予定）
ただし、業務・活動状況などの評価を行い、その後 1 年単位で任期を延長することができ、最長 3 年間の委嘱を受けられます。

5 居住地・住居

- (1) 町内の不動産事業者等の紹介支援をします。

6 活動日及び時間

- (1) 活動は 1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分を原則とします。
- (2) 始業時刻は午前 8 時 30 分または午前 8 時 45 分、午前 9 時とし、終業時刻は活動時間 7 時間 45 分を確保した時刻を原則とします。
- (3) 休日は、週 2 日及び年末年始休暇を原則とし、土日祝日等の活動は振替とします。

7 待遇・福利厚生等

- (1) 報償費 月額 30 万円（上限額）
※報償費については、厚真町の令和 8 年度予算の成立が前提となります。今後内容等に変更が生じる場合もあります。
- (2) 福利厚生費
健康保険料及び年金保険料の 2 分の 1 相当額を助成
- (3) 活動費助成
予算の範囲内で助成（住宅家賃の一部）、活動車両経費の一部、活動旅費、活動備品購入経費や活動に伴う消耗品費、傷害保険など
- (4) 年次休暇 10 日／年 その他、厚真町会計年度任用職員に準じる特別休暇。
- (5) その他 雇用契約を締結しないことから、雇用保険適用外です。

また公務災害、労働災害保険の適用外ともなりますので、自主的な傷害保険の加入を義務化しています。

8 応募手続

- (1) 応募締切 令和8年2月27日（金）午後5時 必着
(郵送または持参提出、FAX・メール送信不可)
- (2) 提出書類 ① 厚真町「地域おこし協力隊・文化財等活用促進支援員」応募用紙
② 下記テーマのレポート
「厚真町で実践したい文化財等の活用と地域活性化」(読みやすいフォームで
A4版2~3枚程度)
- (3) 受付場所 (問い合わせ先)
〒059-1601 北海道勇払郡厚真町京町 165番地の1
厚真町青少年センター内 厚真町教育委員会生涯学習課社会教育グループ
電話 0145-27-2495（直通）
FAX 0145-27-3178
E-mail shakai@town.atsuma.lg.jp

9 選考

- (1) 第1次選考：書類審査のうえ、結果を令和8年3月6日（金）までに応募者全員に文書発送致します（応募者お手元には令和8年3月11日までに届きます）。
- (2) 第2次選考：第1次選考合格者を対象に厚真町において面接試験を実施します（令和8年3月中旬予定）。詳細な日時等は、第1次審査結果通知と併せて通知します。
※第2次選考の厚真町までの交通費等の経費は自己負担になります。
- (3) 採用・不採用の結果通知は令和8年3月中旬に文書にて通知します。
- (4) 上記の日程等は社会情勢等により、変更する場合があります。